

農林水産部発注工事における快適トイレの設置に関する 運用について

【積算の方法】

1 快適トイレ（現場環境改善型トイレ）の設置

- ・ 「快適トイレに求める標準仕様（以下「標準仕様」という。）」及び「快適トイレとして活用するために備える付属品（以下「付属品」という。）」を満たすトイレ（以下「快適トイレ」という。）を男女別で各1台設置することを標準とします。（女性が現場にいない場合は、この限りではない）
- ・ 「付属品」については、受注者は必ず備えるものとする。備えていないトイレは、快適トイレとして扱わない（設計変更の対象としない）こととします。
- ・ 市場に全現場に相当する快適トイレが流通していないと想定されることから、当初は金額を計上せず、導入できた工事について変更契約時に計上します。
- ・ 現場付近に個別にトイレを設置する場合に適用することとします。（現場事務所内にあるトイレには適用しません。）
- ・ 監督員は、「標準仕様」及び「付属品」について、内容が確認できる資料（標準仕様、付属品の内訳がわかる参考見積書を含む）を受注者に提出を求め、確認できた場合に費用計上の対象とするものとします。

2 快適トイレの計上費用

- ・ 快適トイレの費用は、51,000 円／基・月を上限に「積算上の差額」※1を計上するものとし、男女別で1基ずつ計2基まで土木工事については共通仮設費（営繕費）に計上できるものとしました。（102,000 円／2 基・月が上限）
※1 「積算上の差額」とは、実際にかかった費用から10,000 円／基・月従来品相当額）を差し引いた額。
- ・ 計上費用は、「積算上の差額」と「51,000 円／基・月」を比較し、どちらか安い方とします。
- ・ ハウス型等の男女別トイレが一体型となっている場合は、男女別の入口になっている場合に限り、102,000 円／組・月上限まで計上可能としました。
- ・ 「付属品」の費用については、快適トイレの費用に含まれています。
- ・ 運搬費は共通仮設費（率）に含むものとし、別途計上は行いません。
- ・ 森林整備保全事業においては、土木部の運用に準じることとします。

【具体的な計上方法例】

- ①実際に導入した快適トイレ費用70,000 円／基・月の場合（積算上の差額60,000 円）積算で計上する費用： 51,000 円／基・月
- ②実際に導入した快適トイレ費用40,000 円／基・月の場合（積算上の差額30,000 円）積算で計上する費用： 30,000 円／基・月
- ③実際に導入した快適トイレ費用
男女別一体型ハウス100,000 円／組・月の場合（積算上の差額90,000 円）積算で計上する費用： 90,000 円／組・月
- ④実際に導入した快適トイレ費用
男女別一体型ハウス200,000 円／組・月の場合（積算上の差額190,000 円）積算で計上する費用： 102,000 円／組・月

※ 一体型ハウスの積算上の差額を計算する際の従来品相当額は「10,000円／組・月」とする。

【快適トイレの標準仕様】

現場に（１）～（１１）の仕様を満たす快適トイレを設置することを標準とします。
（１２）～（１７）については、満たしていればより快適に使用出来ると思われる項目であり、必須ではありません。

１ 快適トイレに求める標準仕様

- （１）洋式便座
- （２）水洗機能（簡易水洗、し尿処理装置付き含む）
- （３）臭い逆流防止機能（フラッパー機能）
（必要に応じて消臭剤等活用し臭い対策を取ることを）
- （４）容易に開かない施錠機能（二重ロック等）
（二重ロックの備えがなくても容易に開かないことを製造者が説明出来るもの）
- （５）照明機能（電源がなくても良いもの）
- （６）衣類掛け等のフック付、又は、荷物置き場設備機能（耐荷重 5 kg以上）

２ 快適トイレとして活用するために備える付属品

- （７）現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
- （８）入口の目隠しの設置
（男女別トイレ間も含め入口が直接見えないような配置等）
- （９）サニタリーボックス（女性専用トイレに限る）
- （１０）鏡付きの洗面台
- （１１）便座除菌シート等の衛生用品

３ 推奨する仕様、付属品

- （１２）室内寸法900×900mm以上（半畳程度以上）
- （１３）擬音装置
- （１４）着替え台（フィッティングボード等）
- （１５）フラッパー機能の多重化
- （１６）窓など室内温度の調整が可能な設備
- （１７）小物置き場等（トイレトペーパー予備置き場）